

那 霸 市 公 報

第 1 4 6 5 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 及 び 休 暇 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す
 る 規 則 (人 事 課) 613

那 霸 市 上 下 水 道 局 企 業 職 員 の 地 方 公 営 企 業 法 第 39 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き
 市 長 が 定 め る 職 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (経 営 企 画 室) 617

訓 令

地 方 自 治 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 訓 令 の 整 理 に 関 する 訓 令
 (経 営 企 画 室) 619

告 示

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 620

市 道 路 線 の 区 域 変 更 に 関 する 告 示 (道 路 管 理 室) 620

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 622

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 622

市 道 路 線 の 区 域 変 更 に 関 する 告 示 (道 路 管 理 室) 623

公 告

真 地 地 内 建 築 協 定 の 縦 覧 に つ い て (建 築 指 導 課) 625

那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 事 業 の 事 業 計 画 認 可 に 係 る 縦 覧 に つ い て (道 路 建 設 課)
 626

住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て (市 民 課) 626

上下水道局告示

那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 627

選挙管理委員会告示

直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 628

規 則

那覇市規則第43号

平成19年 9 月 18 日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>休息时间</u>)</p> <p><u>第7条 任命権者は、条例第6条の休息时间をおおむね4時間の連続する勤務時間ごとに15分置くものとする。この場合において、勤務時間の始め又は終わりにこれを置いてはならない。</u></p> <p>(育児を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p><u>第7条 削除</u></p> <p>(育児を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>2 条例第6条の2第1項第2号の規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業を行う施設その他これに類する事業を行う施設に職員の子を迎えるために赴く職員とする。</u></p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

付 則

- この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第2第25号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 臨時職員の休憩時間、<u>休息时间</u>、休日、当該休日の代休日等については、定数職員の例による。</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 臨時職員の休憩時間、休日、当該休日の代休日等については、定数職員の例による。</p>

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。

[改正前 別記]

別表第2(第21条関係)

号	休暇を受ける場合	期間	
1～21	[略]		
22	[略]	[略]	
		3親等の傍系尊属(おじ、おば)	1日 1日
23～24	[略]		
25	[略] ア [略] イ <u>身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動</u> ウ [略]	[略]	
26	[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第21条関係)

号	休暇を受ける場合	期間	
1～21	[略]		
22	[略]	[略]	
		3親等の傍系尊属(おじ、おば)	1日 1日
		3親等の傍系卑属(おい、めい)	1日 1日
23～24	[略]		
25	[略]	[略]	
	ア [略]		
	イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて市長が定めるものにおける活動		
	ウ [略]		
26	[略]		

備考 [略]

那覇市規則第44号

平成19年 9 月 18 日

那覇市上下水道局企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市上下水道局企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

那覇市上下水道局企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成15年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき市長が定める那覇市上下水道局企業職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 局長</p> <p>(2) 部長</p> <p>(3) 副部長</p> <p>(4) 課長、<u>室長及び所長</u></p> <p>(5) 前各号に準じる職</p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき市長が定める那覇市上下水道局企業職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 局長</p> <p>(2) 部長、<u>参事監</u></p> <p>(3) 副部長、<u>参事</u></p> <p>(4) 課長、<u>担当副参事及び副参事</u></p> <p>(5) 前各号に準じる職</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第11号

平成19年9月14日

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(那覇市副市長事務分担規程の一部改正)

第1条 那覇市副市長事務分担規程(1960年那覇市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 市議会に提案する事項、例規の制定改廃に関する事項、人事に関する事項、予算の編成及び執行管理に関する事項、総合的企画調査に関する事項並びに重要及び異例に属する事項については、 <u>両助役</u> の所管とする。	第3条 市議会に提案する事項、例規の制定改廃に関する事項、人事に関する事項、予算の編成及び執行管理に関する事項、総合的企画調査に関する事項並びに重要及び異例に属する事項については、 <u>両副市長</u> の所管とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市事務決済規程の特例に関する規程の一部改正)

第2条 那覇市事務決済規程の特例に関する規程(平成18年那覇市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市長の代決) 第3条 決裁規程第8条の規定に基づき主務の <u>助役</u> が代決する場合には、当分の間、他の <u>助役</u> の決定を経なければならない。	(市長の代決) 第3条 決裁規程第8条の規定に基づき主務の <u>副市長</u> が代決する場合には、当分の間、他の <u>副市長</u> の決定を経なければならない。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、平成19年9月18日から施行する。

告 示

那覇市告示第 8 8 号

平成 1 9 年 8 月 2 4 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 9 0 号

平成 1 9 年 8 月 3 1 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更をする。

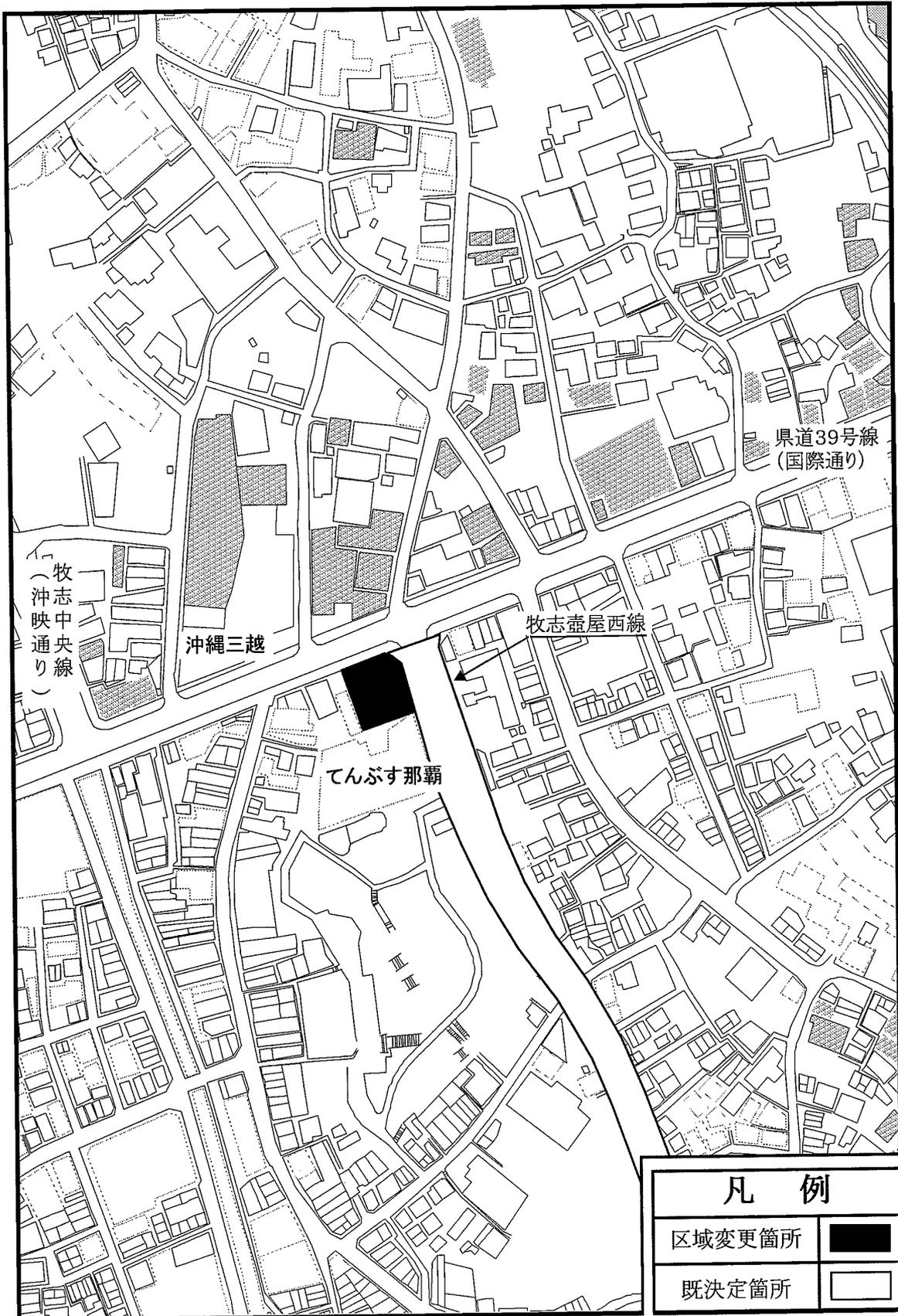
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター - 道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更する路線

整理番号	路線名	新旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
2063	牧志壺屋西線	新	牧志3丁目107番20～ 牧志3丁目120	25.3	45.25	一部区間
		旧	牧志3丁目107番20～ 牧志3丁目120	25.3	20.90	

市道路線の区域変更位置図(参考図)



那霸市告示第91号
平成19年9月5日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那霸市告示第92号
平成19年9月5日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 9 8 号
平成 1 9 年 9 月 1 8 日

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター - 道路管理室において、一般の縦覧に供する。

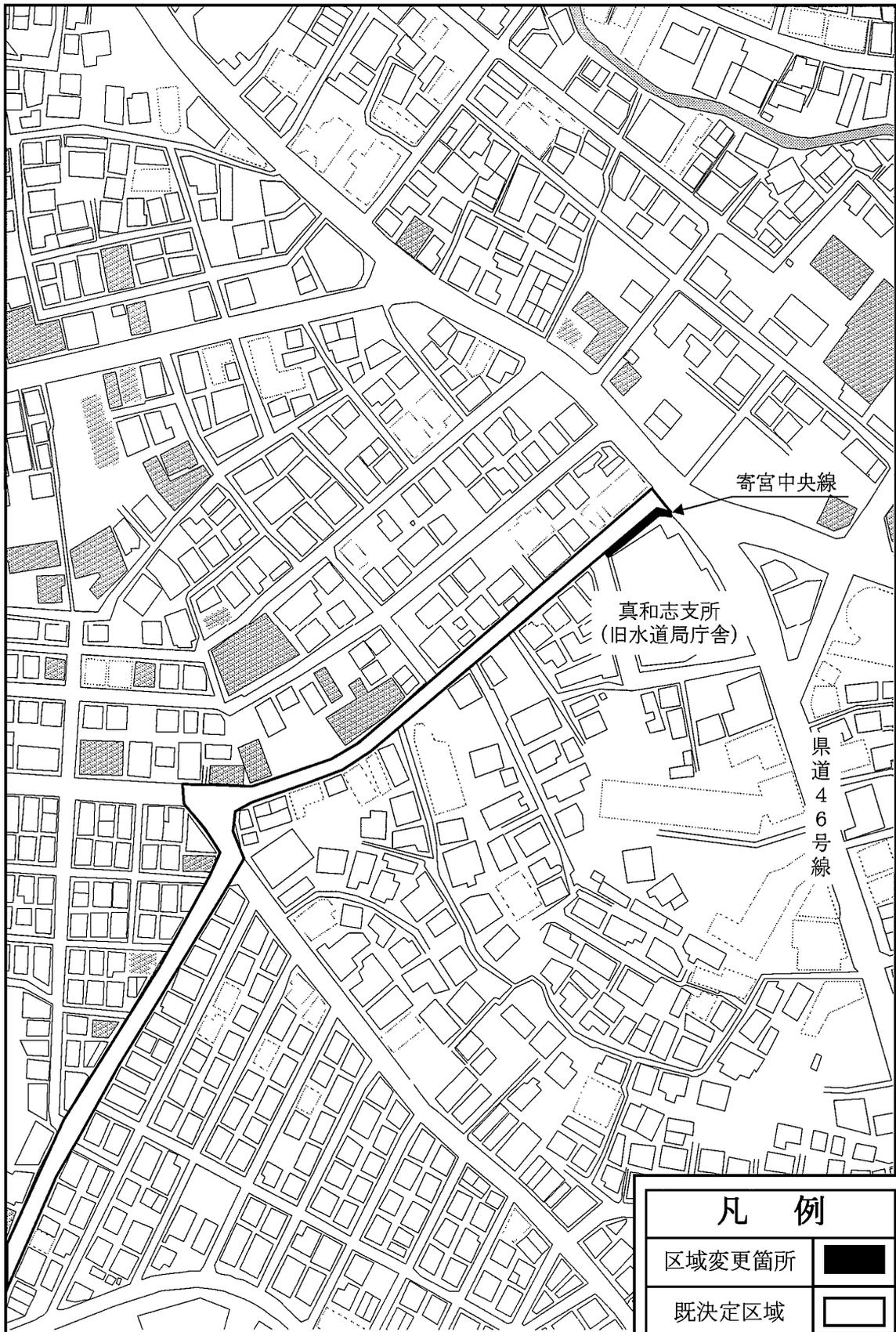
那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
33	寄宮中央線	新	寄宮1丁目232番3～ 寄宮1丁目234番5	28.0	8.5～ 8.7	一部区間
		旧	寄宮1丁目234番1～ 寄宮1丁目234番1	28.0	7.0～ 7.2	

尚、終点の地番については、土地の分筆に伴う表示の変更である。

市道路線の区域変更位置図(参考図)



公 告

那覇市公告第77号
平成19年8月30日
掲 示 済

真地地内建築協定の縦覧について

建築基準法第76条の3第2項の規定による建築協定書が提出されたので同法第71条の規定により次のとおり公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 建築協定の名称
真地地内建築協定
- 2 申請者
那覇市字真地198番地 伊良波 朝健
- 3 建築協定区域の地名地番
那覇市字真地竹下原142-1 他3筆
- 4 縦覧場所
那覇市銘刈2丁目3番1号 新都心銘刈庁舎5F
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
TEL 098-951-3244 担当 : 玉 寄
- 5 縦覧期間
公告の日から起算して20日間

那覇市公告第 7 8 号
平成 1 9 年 8 月 3 1 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・3号真地久茂地線
3・5・10号識名真地線
- 2 施行者の名称 沖 縄 県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
(那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎)
 - (2) 期間 平成19年8月31日~平成26年3月31日

那覇市公告第 7 9 号
平成 1 9 年 8 月 3 1 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 4 号
平成 1 9 年 9 月 4 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

指定(登録)番号 第 3 5 1 号
指定工事店名 三建設備株式会社
営業所所在地 沖縄市南桃原 4 丁目 3 3 番 3 号
代表者名 宮里 真由美
指定の有効期間 平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日
平成 2 0 年 3 月 3 1 日
異動年月日 平成 1 9 年 8 月 2 2 日
異動事由 代表者の変更

指定(登録)番号 第 2 0 4 号
指定工事店名 有限会社 龍設備工業
営業所所在地 那覇字古島 2 3 6 番地 2
代表者名 長田 利矢
指定の有効期間 平成 1 7 年 4 月 1 日
平成 2 2 年 3 月 3 1 日
異動年月日 平成 1 9 年 8 月 2 4 日
異動事由 代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第32号

平成19年9月3日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | | |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4,870人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 81,151人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 40,576人 |